

被害をおさえるために!

1. 地震への備え

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるためには、一人ひとりがあわてず適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるように、日ごろから地震の際の心構えを身につけておくことが大切です。

あなたを守る次の行動

- ① まずは落ち着いて身の安全を
 - ② あわてず冷静に火災を防ぐ
 - ③ 塀ぎわや、がけに近寄らない
 - ④ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
 - ⑤ 正しい情報の入手を
 - ⑥ 協力しあって応急救護を
 - ⑦ 協力しあって救出活動を
 - ⑧ 路上に車を置くとときは、鍵をつけたままで
- ※災害対応ガイドブック(ハザードマップ)は、役場総務課で配布しています。ご利用ください。

2. 台風・大雨への備え

6月から10月にかけては「出水期」と呼ばれ、梅雨前線や台風の影響により、大雨となることが多く、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)の際は、当町でも住宅や道路等に被害が発生しました。気象情報等に十分注意し、早めの対応を心がけることが大切です。

あなたを守る次の行動

- ① 気象情報や県災害情報メールなどの情報に注意
 - ② テレビアンテナの支線補強
 - ③ 煙突の支持補強や屋根の破損箇所の確認
 - ④ 窓などの破損防止
 - ⑤ 飛ばされる物、破損する物の固定・移動
 - ⑥ 庭木などの固定
 - ⑦ 排水溝の清掃・整備
- ダム**の放流警報にご注意ください●
- 上流の大雨などで、やむを得ずダムにたまった水を流す場合があります。このときは、サイレンや放送でお知らせします。

長瀬町災害対応ガイドブック(ハザードマップ)保存版
本書にはハザードマップの他に災害に関する各種情報が盛り込まれています。日頃から目を通し、災害に対する知識を深めていきましょう。

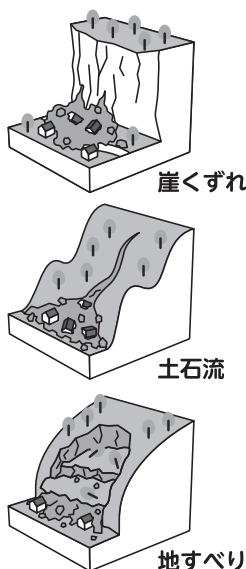


3. 土砂災害への備え
土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか。危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど日頃の備えを万全にし、いざとなったら、早めの避難を心がけることが大切です。

※放流警報設備：親鼻橋から白鳥橋までの間に6箇所設置されています。

あなたを守る次の行動

- ① 県では土砂災害警戒区域の指定のため基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域などを指定しています。
既に、町内全域の各地区で、土砂災害警戒区域1-3-1箇所及び土砂災害特別警戒区域1-1-6箇所が指定されています。
- ② 土砂災害発生時の危険度が高い地区には、避難勧告などが発令される場合があります。(避難勧告などは、夜間でも発令する場合があります。最新の情報収集に努めてください。)
- ③ 土砂災害警戒情報などが発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの方と安全な場所に避難するとともに、役場や秩父消防署北分署、秩父警察署に連絡してください。



4. 避難情報等について

令和3年5月20日施行の災害対策基本法一部改正により、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の発令の仕方が大きく変わりました。町でもこれに合わせ、次の表のとおり避難情報を提供します。

★情報を集めましょう

これら避難情報をはじめ、町からの各種情報を、防災行政無線や、ちちぶ安心・安全メール等でお知らせしていますので、情報収集を心がけてください。